

指定訪問介護サービス契約書

〔利用者の氏名〕 _____ (以下「利用者」といいます) と社会福祉法人野田福祉会 (以下「本会」といいます) は、本会が利用者に対して提供する指定訪問介護サービスについてお互いにその内容を確認し、次の通り契約を行います。

1. この契約の目的と内容について

本会は利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護を提供します。利用者は本会に、提供された指定訪問介護サービスに対する所定の利用料及びその他の費用 (以下、「利用料等」といいます) を支払います。

(1) 本会が利用者に対して提供する指定訪問介護サービスの内容

別紙訪問介護計画のとおり

(2) 利用者が本会に支払う利用料等

別紙料金表によるものとする。

① その他の費用

交通費	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	利用者の居宅への訪問1回あたり	円
サービス提供にあたり必要となる電気・ガス・水道 その他必要な消耗品や器具・材料、その他の費用		利用者の負担	
キャンセル料		下記に記載	

② キャンセル料

利用者がサービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡があった時間により、キャンセル料を請求させていただきます (ただし利用者の病変、急な入院の場合には、請求致しません)。

派遣前日午後5時まで	キャンセル料は不要です
当日8時30分までに連絡なし	1,000円

③ 利用料等の計算期間と支払い

利用者は、月ごとの利用料等を、翌月の15日以降に届く請求書により、月末までに支払うものとしてします。なお、本会は利用者からの支払いを受けた時は、利用者宛の領収書を発行します。

【利用料等の支払い方法】

ア. 本会指定口座への振り込みの場合 (振込手数料は各自ご負担ください)

関西みらい銀行 大美野支店 普通預金 No. 400622

口座名義: 社会福祉法人 野田福祉会 理事長 宮下 正明

イ. 現金支払の場合

直接事業所に持参して頂くか、従業員の訪問時にお支払いください。

ウ. 金融機関自動預金口座振替について

所定の金融機関口座より、自動引落を行います。毎月指定日までに当該口座への入金をお願い致します。なお、当初手続完了までは、アカイの方法によりお支払い下さい。

※ なお、利用料等の支払いについて、支払期日から1ヶ月以上遅延し、さらに支払催告から14日以内にお支払いがない場合は、この契約を解約した上で、未払い分をお支払い頂くことになります。

2. この契約の期間について

この契約の期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間満了をもって終了するものとしてします。但し、契約終了の日の2日前までに、利用者が本会に対して、契約終了を申し出ない限り、この契約は自動更新するものとしてします。この自動更新による契約の期間は、利用者の次の要介護認定の有効期間満了日までとします。

3. 契約内容の変更、解約、自動終了について

(1) 契約内容の変更

- ① 利用者は、指定訪問介護サービスの内容を変更する様申し出ることが出来ます。本会は、事業の目的と運営方針に反するなど、変更を拒否する正当な理由がない限り、指定訪問介護サービスの内容を変更します。
- ② 指定訪問介護サービスの内容を変更した場合、本会は変更後の指定訪問介護サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した変更合意書を交付します。

(2) 契約の解約

① 利用者から行う解約

- ア. 利用者は契約内容の変更を承認しない場合には、その旨を本会に文書で通知することで、この契約を解約することが出来ます。
- イ. 利用者は契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、本会に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。但し、利用者の病状の急変、緊急の入院などやむを得ない事情がある場合には契約終了を希望する日の7日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することが出来ます。
- ウ. 次の場合、利用者は本会に申し出を行うことにより、事前申し出の期間を設けること無く、この契約を解約する事が出来ます。
 - <a> 本会が正当な理由無しに指定訪問介護サービスの提供を行わない場合
 - 本会が守秘義務に反した場合
 - <c> 本会が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - <d> 本会が破産した場合
 - <e> その他本会がこの契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

② 本会から行う解約

- 本会は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づく指定訪問介護サービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、解約を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約する事が出来ます。但し、次の場合には、1ヶ月以上の事前申出の期間無しに、この契約を解約する事が出来ます。
- ア. 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを1ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
 - イ. 利用者またはその家族などが本会や従事者に対して、この契約を継続しがたい言動や行為を行った場合。
 - ウ. 本会が誠意を持って作成した訪問介護計画の原案に対する同意が、指定訪問介護サービス提供の予定日までには得られずサービス提供が困難な状況に陥った場合。

(3) 契約の自動終了

- ① 利用者が介護保険施設に入所するか、病院に入院した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、要支援・事業対象者・自立と判定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

4. 本会の責務について

(1) 訪問介護計画の策定とそれに基づくサービスの提供

- ① 本会は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、その内容を予め文書により利用者またはその家族に説明します。また、利用者の状況や希望を踏まえて「訪問介護計画」を変更する時も同様の取扱いを行います。
- ② 本会は訪問介護を「訪問介護計画」に沿った内容で提供し、その内容を予め文書により利用者又はその家族に説明します。また「訪問介護計画」が変更された時も同様の取扱いを行います。

(2) サービス提供の記録

- ① 本会は、指定訪問介護サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等についてサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 本会は、サービス提供記録をつけることとし、サービス提供の日から5年間保管します。
- ③ 利用者は、本会に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求する事が出来

ます。なお、複写物の交付にかかる費用については実費を本会に支払うことになります。

(3) 秘密保持及び個人情報の保護

- ① 本会及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- ② 本会は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。
- ③ 本会は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(4) 賠償責任

本会及び従業者は、サービスの提供に伴って、本会及び従業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財物等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

また利用者は、サービスの提供を受けるにあたって、利用者の責めに帰すべき事由により、本会及び従業者の生命・身体・財物等を傷つけた場合には、その責任の範囲において本会及び従業者に対して、その損害を賠償します。

(5) 緊急時の対応

本会は現に訪問介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び重要事項説明書記載の緊急連絡先に連絡を取ります。但し連絡が取れなかった場合、本会及び従業者の判断により、救急治療・救急入院に必要な措置を講じます。

(6) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(7) 虐待の防止について

本会は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制の整備を行います。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施に努めます。
- ⑤ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥ 虐待防止委員会を設置し、定期的を開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図ります。
- ⑦ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護するもの）による、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(8) 身体拘束等の禁止

本会は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 本会は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 本会は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

(9) 業務継続に向けた取り組みの強化

本会は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、

当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 本会は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(10) 身分証携行義務

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、身分証を提示します。

(11) 連携

- ① 本会は指定訪問介護サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② 本会はこの契約に基づく「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ 本会はこの契約の内容が変更された場合または本契約が終了した場合は、その内容を記した書またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

(12) 契約内容の履行と契約外事項の取り扱いについて

- ① 利用者及び本会は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- ② この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(13) 合意管轄裁判について

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、本会の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び本会は予め合意します。

以上のとおり、指定訪問介護サービスに関する契約を締結します
上記契約を証するため、本書2通を作成し 利用者、本会が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名 _____ ⑩ _____

事業者氏名 〒599-8124 大阪府堺市東区南野田33番地
社会福祉法人 野田福祉会
理事長 宮下 正明

○この契約に定める 指定訪問介護サービスを担当する事業所に関する記載

事業所名 ハーモニーヘルパーステーション
(大阪府指定 2770100895 号)
事業所所在地 〒599-8124 大阪府堺市東区南野田33番地
事業所責任者名 谷口 容子

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ ⑩ _____

代筆 _____ 続柄 _____

<代理人> 住所 _____

氏名 _____ ⑩ _____